

りらいあんす通所型サービス A 利用料説明書（高岡市）

1 【目的】

要支援者または事業対象者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅に置いて自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図ると共に、安心して日常生活を過ごすことができるよう、通所型サービスを提供することを目的とします。

2. 【サービス内容】

- ①健康チェック ②送迎サービス ③入浴、食事、排泄等の介護 ④運動器機能向上訓練
⑤生活等に関する相談及び助言 ⑥利用者の心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的、精神的負担の軽減を図るサービス

3. 【利用料金】

サービスを利用した場合の「基本料金」は以下の通りです。「利用者負担金」は、原則として基本料金の1割（一定以上の所得のある方は2割または3割）です。ただし、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた金額の全額をご負担していただくことになります。

(1) 要支援1・事業対象者（1割負担・月額）

	送迎・入浴有	送迎有・入浴無	送迎無・入浴有	送迎・入浴無
1日利用	1,505円	1,421円	1,421円	1,338円

(2) 要支援2（1割負担・月額）

	送迎・入浴有	送迎有・入浴無	送迎無・入浴有	送迎・入浴無
1日利用	3,085円	2,914円	2,914円	2,742円

(3) その他の費用

食事代	食事の提供を受けた場合、食費として1回につき 750円 いただきます。
おやつ代	おやつ代として1回につき、20円いただきます。
おむつ代	おむつやパット等の提供を受けた場合、実費をいただきます。
その他	上記以外の日常生活において通常必要となる経費であって、利用者負担が適当と認められるもの（利用者の希望によって提供する日常生活上必要な身の回り品等）について、費用の実費をいただきます。

- ※ 介護保険法により、介護職員処遇改善加算Ⅰとして、基本料金に5.9%加算されます。
- ※ 介護保険法により、介護職員特定処遇改善加算Ⅰとして、基本料金に1.2%加算されます。
- ※ 介護保険法により、介護職員ベースアップ等支援加算として、基本料金に1.1%加算されます。
- ※ 運動機能向上加算（203単位）が加算されます。
- ※ 科学的介護推進体制加算（月36単位）が加算されます。

りらいあんす通所介護相当サービス（現行型）利用料説明書（射水市）

要支援1・事業対象者		要支援2・事業対象者	
1月4回まで	1月5回以上	1月5回～8回まで	1月9回以上
1回利用 384円	月額定額1,672円	1回利用 395円	月額定額3,428円

- ※別途、上記の（3）その他費用が上乗せされます。
- ※ 運動機能向上加算（月225単位）が加算されます。
- ※ サービス提供体制強化加算（Ⅰ） 要支援1 1月88単位 要支援2 1月176単位
- ※ 科学的介護推進体制加算（月40単位）が加算されます。
- ※ 介護保険法により、介護職員処遇改善加算Ⅰとして、基本料金に5.9%加算されます。
- ※ 介護保険法により、介護職員特定処遇改善加算Ⅰとして、基本料金に1.2%加算されます。
- ※ 介護保険法により、介護職員ベースアップ等支援加算として、基本料金に1.1%加算されます。